

東京都島嶼町村一部事務組合 告示 第5号

令和8年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託（給与）入札公告

令和8年1月30日

東京都島嶼町村一部事務組合
管理者 村 山 将 人



東京都島嶼町村一部事務組合

令和8年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託（給与）入札公告

入 札 公 告

条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

東京都島嶼町村一部事務組合

管理者 村 山 将 人



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託
(給与)
- (2) 仕 様 別添仕様書による
- (3) 履 行 場 所 別添仕様書による
- (4) 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日の6月前の日から落札者決定までの間に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (3) この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (6) 東京都の競争入札参加資格者（指名停止措置期間中であるものを除く。）のうち、営業種目「情報処理業務」「企画立案支援」「事務支援」のいずれかの資格の等級Aを有する者。

3 入札参加資格確認申請書等の配布

(1) 配布場所

東京都港区海岸1丁目4番15号 東京都島嶼町村一部事務組合 総務課

※ホームページから申請様式のダウンロードが可能。

ホームページアドレス：<https://www.tosho-ichikumi.jp>

※郵送は行わない。

(2) 配布期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで

4 入札参加確認資料の受付期間、提出方法及び提出書類

(1) 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月25日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（令和8年2月25日については、午前11時までとする。）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送による。ファクシミリ、電子メール等による提出は認めない。

持参、郵送とも、令和8年2月25日（水）午前11時までに提出すること。

(3) 提出書類

入札参加資格確認資料として、次の書類を各1部提出すること。

ア 申請書

- ・入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 証明書（提出日から起算して3か月以内のもの。写しによる提出を可とする。）

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（納税証明書その3の3）
- ・印鑑証明書

5 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月13日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ファクシミリにて受け付ける。様式は任意とする。

(3) 送信先

東京都島嶼町村一部事務組合 総務課 ファクシミリ番号：03-3433-1929

(4) 回答方法

令和8年2月17日(火)に、当組合ホームページにて、回答を公表する。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認資料の提出期限までに提出のあった資料をもって行うものとし、その結果は令和8年3月4日(水)までに、郵送により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められる者が、その理由について説明を求める場合は、入札参加資格確認結果を通知した日の翌日から起算して、5日以内の日までに、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
- (3) 管理者は(2)の手続きにより説明を求められたときは、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答する。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和8年3月16日(月)午前10時

場所 東京都港区海岸1丁目4番15号 島嶼会館 2階 会議室

郵送またはファクシミリによる入札は認めないので、指定日時に集合すること。

- (2) 入札に際しては、組合が定めた「入札参加心得書」の内容をよく確認すること。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 入札保証金は免除とする。
- (5) 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する。落札決定はこの金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。
- (6) 入札及び開札は、入札者を立ち会わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせる。
- (7) 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札について不正な行為のあったとき。
 - ② 虚偽の申請を行った者のした入札。
 - ③ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は組合が提出を求めた際、提出しない者のした入札。
 - ④ その他、入札心得に違反したとき。
- (8) 支払条件
 - ① 毎月末時点で1カ月間の業務履行を確認し、履行月分の委託料を、請求を受けた日から30日以内に受託者の指定口座へ振り込むこととする。
 - ② 委託料は、委託期間に発生するものとし、委託準備期間中に発生した費用については、受託者の

責任において負担するものとする。

8 その他

この入札公告は、一般競争入札の執行を円滑に行うため、予算議決前に手続きを開始しているものであり、当該業務に係る予算が成立しない場合は、入札を行わないので留意すること。この場合は、入札の前日までに連絡する。

9 問合せ先

東京都島嶼町村一部事務組合

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目4番15号 島嶼会館2階

電話 03-3432-4961 ファクシミリ 03-3433-1929